

福知山市スクールバス広告募集要領

1 募集内容

福知山市スクールバス車両 1 台＝1 枠とし、2 5 枠の募集を行います。広告については、車両 1 台あたり車体両側面 2 か所に掲載します。複数台の申込も可能です。

※スクールバス番号による申込をお願いします。

※ただし、スクールバス番号③④⑬については、両側面ではなく車両後方に小型サイズの広告を 1 か所貼り付けるものとする。

2 対象車両

2 5 台（別紙 1、2 のとおり）

3 広告サイズ・掲載料

	区分	スクールバス番号	広告サイズ	月額 (税込)
①	小型	2, 5, 7, 8, 10, 20	縦 40 cm×横 50 cm以内	3, 300 円
②	小型	3, 4, 18	縦 40 cm×横 50 cm以内	1, 650 円
③	中型	6, 9, 11, 13, 14, 15, 19, 21, 22, 23, 24, 25	縦 50 cm×横 60 cm以内	4, 950 円
④	大型	1, 12, 16, 17	縦 50 cm×横 120 cm以内	9, 900 円

4 広告掲載内容の制限

福知山市広告掲載基準及び福知山市スクールバス広告掲載仕様書によります。

※「広告」文字表記は、1 文字あたり概ね縦 7 c m×7 c mとします。

5 掲載期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

6 申込資格

福知山市有料広告掲載要綱第 3 条第 2 項の規定による

7 申込方法

(1) 提出書類

ア 福知山市有料広告掲載申込書（様式第 1 号） ※押印不要

イ 広告掲載見本（A4 規格に縮小し、カラー印刷したもの）

ウ 企業概要がわかる書類（商業・法人の登記事項証明書又は企業等のパンフレットや冊子、ホームページに掲載している概要をプリントしたものでも可、作成していない場合は、事業所名、代表者名、所在地及び連絡先を明記したものを提出

してください。)

(2) 募集期間等

ア 募集期間 令和7年8月20日(水)から令和7年9月19日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※ 募集期間終了後も、募集枠が埋まるまで随時受付します。

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出先 福知山市役所6階 教育委員会事務局 教育総務課

エ 提出方法 持参または郵送による

8 決定方法

- (1) 申込者の広告内容を審査し、その内容が適切であると認めたときは、当該申込者を掲載者として決定します。複数の応募があった場合は、福知山市有料広告掲載要綱第4条各号の順を優先順位とし、同順位の場合は抽選により決定します。
- (2) 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を福知山市有料広告掲載決定通知書又は福知山市有料広告非掲載決定通知書により申込者に送付します。
- (3) 募集期間終了後も引き続き募集を継続する場合は、原則先着順で掲載業者を決定します。

9 広告の作成等

- (1) 広告は、掲載者の責任において作成し、その費用はすべて掲載者の負担とします。
また、市スクールバスへの掲載及び撤去についても掲載者の負担及び責任において行うものとします。
- (2) スクールバス車両の更新があった場合は、更新後の車両に広告を移設するものとします。この場合、広告は掲載者の負担により作成し、掲載者が設置します。ただし、広告物の形状や材質等により、設置に専門的な技術を要する等、特段の事情がある場合は、市と掲載者が費用負担等について協議の上、設置するものとします。
- (3) 掲載者は、広告の掲載及び撤去を行うときは、市スクールバスの用途及び運行業務に支障を来さないよう日程、工程等を市と協議し、市の指示に従ってください。
- (4) 広告の掲載又は撤去により、市スクールバスの車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損したときは、当該掲載者が経費を負担して原状回復するものとします。
- (5) 前4号に掲げるほか、疑義が生じた場合は、双方で協議を行うものとします。

10 広告物の変更及び修復

- (1) 掲載した広告の内容は、原則、変更できません。ただし、やむを得ない事情等により、市が広告内容の変更が必要だと認めた場合は、掲載者の負担により広告内容を変更できるものとします。
- (2) 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告物を掲載した後に、市スクールバスの運行に伴う事故等市の責に帰すべき理由により広告物が紛失、毀損又は破損した

ときは、市が経費を負担して修復を行います。

(3) 経年に起因する広告物の色あせ及び剥がれなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象となりません。

(4) 前3号において疑義が生じた場合は、双方で協議を行うものとします。

11 掲載料の返還

(1) 市スクールバスの修理期間中及び定期点検期間中の掲載料については、返還の対象となりません。

(2) 掲載者の責めによらない事由により、広告を取り消し、又は中止したときは、広告料を返還するものとします。この場合の返還する広告料は、掲載を予定していた残存期間を基準に別途協議の上決定します。

(2) その他疑義が生じた場合は、双方で協議を行うものとします。

12 要綱・要領・基準

応募に当たって、次の要綱、基準及び仕様書の規定を遵守してください。

(1) 福知山市有料広告掲載要綱

(2) 福知山市広告掲載基準

(3) 福知山市スクールバス広告掲載仕様書

13 問合先

〒620-8501 福知山市字内記 13 番地の 1

福知山市役所 教育委員会事務局 教育総務課 教育環境推進係

電話番号 0773-24-7061 FAX 0773-24-4880

E-mail kyouiku@city.fukuchiyama.lg.jp